

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び W e b（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第3回期日（20191016）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

### 証拠説明書3（甲A号証）

—第2準備書面に対応する証拠について—

2019年9月30日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 139	書籍『ブリッジブック憲法』（抄本）	写し	2002年 12月10 日	横田耕一・高 見勝利編	憲法の解釈においては、文言だけでなく、他の憲法規定や憲法の全体構造、憲法の基本原理・理念等に照らして整合性のある解釈をすることが必要であり、一定の解釈を排除する趣旨で特定の文言が意図的に選択されたわけではない場合に、文言に過度にこだわった解釈をすることは不適切であること。
甲A 140	論文「同性婚をめぐる諸外国の動向」（人間文化研究20号掲載）	写し	2014年 2月	佐久間悠太	婚姻に関するスペイン憲法32条の規定内容。 同性婚が法制化されているカナダにおいて、同性婚カップルに対して嫡出推定規定が適用されるか否かは州によって様々であること。
甲A 141	論文「同性カップルの法的保護をめぐる国内外の動向」（レファレンス805号掲載）	写し	2018年 2月20 日	藤戸敬貴	スペイン憲法32条では、婚姻の権利の主体は「男女」と表されているが、憲法改正を経ることなく同性婚が法制化されており、スペイン憲法裁判所の判決でも、同性婚を認める民法の規定は憲法32条に反しないとの判断がなされていること。 2016年（平成28年）にイタリアが登録パートナーシップ制度を設けた以降、G7の中でG7の中で同性婚ないし登録パートナーシップ制度を法制化していない国は、我が国のみとなっていること。
甲A 142	書籍『全訂日本國憲法』（抄本）	写し	1978年 9月4日	宮澤俊義・芦 部信喜	憲法24条1項の規定は、明治民法の下における「家」制度を全面的に改めるため、婚姻を含む家族生活について民主主義の基本原理である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を特に定める必要から設けられたものであり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立[する]」というのも、家制度における婚姻についての戸主の同意権を否定し、当事者本人以外の第三者の意思によって婚姻の成立が妨げられないことを明らかにした趣旨のものと解されていること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 143	書籍『ポケット註釈 全書憲法（上）〔新 版〕』（抄本）	写し	1983年 4月25 日	佐藤功	同上
甲A 144	書籍『注解法律学全 集2憲法Ⅱ〔第21 条～第40条〕』（抄 本）	写し	1997年 8月15 日	樋口陽一ほか （中村睦男執 筆部分）	同上
甲A 145	書籍『新基本法コン メンタール憲法』 （抄本）	写し	2011年 10月11 日	芹沢斉ほか編 （武田万里子 執筆部分）	同上 同性愛者などの性的指向 は、その人の意思によって決 定されることではなく、同性 愛者は、歴史的に差別的な偏 見にさらされ不利益を受けて きた少数者であること。同性 愛などの性的志向に基づく差 別は、憲法14条1項後段列 挙事由の「社会的身分」に基 づくものと解されること。
甲A 146	書籍『注釈日本国憲 法(2)』（抄本）	写し	2017年 1月30 日	長谷部恭男編 （川岸令和執 筆部分）	憲法24条1項の規定は、 明治民法の下における「家」 制度を全面的に改めるため、婚 姻を含む家族生活について民 主主義の基本原則である個人 の尊厳と両性の本質的平等の 原則を特に定める必要から設 けられたものであり、「婚姻 は、両性の合意のみに基いて 成立〔する〕」というのも、家 制度における婚姻についての 戸主の同意権を否定し、当事 者本人以外の第三者の意思に よって婚姻の成立が妨げられ ないことを明らかにした趣旨 のものと解されていること。
甲A 147	書籍『概説憲法コン メンタール』（抄本）	写し	2018年 6月20 日	辻村みよ子・ 山元一編（糖 塚康江執筆部 分）	同上 憲法14条1項後段列挙事 由である「性別」は、文言上も 「男女平等」ではなく「性差別 禁止」条項であると解される ものであり、性的マイノリテ ィに対する差別も、当然に禁 止されるものと解されるこ と。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 148	書籍『新・コンメンタール憲法（第2版）』（抄本）	写し	2019年 6月25 日	木下智史ほか （木下智史執 筆部分）	憲法24条1項の規定は、明治民法の下における「家」制度を全面的に改めるため、婚姻を含む家族生活について民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を特に定める必要から設けられたものであり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立〔する〕」というのも、家制度における婚姻についての戸主の同意権を否定し、当事者本人以外の第三者の意思によって婚姻の成立が妨げられないことを明らかにした趣旨のものと解されていること。
甲A 149	第193回国会参議院予算委員会会議録第1号（抄本）	写し	2017年 1月30 日	参議院予算委 員会	政府答弁において、憲法24条1項の「婚姻は、両性の合意のみに基いて」との規定の趣旨について、明治憲法下では婚姻する本人の意思ではなく家長等の意思決定に基いて婚姻が成立するという制約があったものを取り外すために、敢えて「両性の合意のみ」と明記した者であると考えられる旨が述べられていること。
甲A 150	書籍『1945年のクリスマス』（抄本）	写し	2016年 6月30 日	ベアテ・シロ タ・ゴードン （構成・文＝ 平岡磨紀子）	GHQ民生局のベアテ・シロタ・ゴードンの起草によるいわゆるシロタ草案18条の規定内容。憲法24条1項の「両性の合意のみに基いて」との規定に対応する部分が、シロタ草案では、「親の強制ではなく相互の合意に基づき」とされていたこと。
甲A 151	書籍『日本国憲法成立史第三巻』（抄本）	写し	1994年 6月10 日	佐藤達夫（佐 藤功補訂）	GHQ草案に基づく「3月2日案」の起草及びGHQ側との折衝に携わった佐藤達夫により、GHQ草案23条の「婚姻ハ……両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ」という点が、「3月2日案」37条で「婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ」と改められたことについて、「表現を改め〔た〕」ものであると説明していること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 152	書籍『逐条日本国憲 法審議録』(抄本)	写し	1962年 7月30 日	清水伸編	口語化憲法改正草案22条 で「両性の合意に基いてのみ」 とされていた点が、帝国憲法 改正案22条で「両性の合意 にのみ基いて」とされ、「のみ」 の位置が修正されたことにつ いて、議会審議において、戸主 や親権者の同意を要するという 制限を排して両性の合意によ り婚姻を成立させようとする 趣旨を変更するものではない との説明がなされていること。
甲A 153	「同性の当事者による婚姻に関する 意見書」	写し	2019年 7月18 日	日本弁護士連 合会	2019年7月、日弁連が、 我が国の法制上同性間の婚姻 が認められていないことは、 同性愛者等の婚姻の自由を侵 害し、法の下での平等に違反す るものであり、憲法13条及 び14条に照らして重大な人 権侵害であるとして、国は同 性婚を認め、これに関連する 法令の改正を速やかに行うべ きであるとする意見を取りま とめたこと及びその内容。 同意見において、憲法制定 会議の議論において同性婚を 禁止すべきか否かが議論され ることはなかった旨が指摘さ れていること。 同意見において、同性婚を 認めないことを正当化する事 由としては、①いわゆる歴史 的伝統的な婚姻観、②民法が 定める他の消極的要件との関 係、③手続的な混乱が一応想 定し得るが、いずれも正当化 事由たり得ないものであると されていること。
甲A 154	日本弁護士連合会 ウェブサイト「日本 弁護士連合会:同性 の当事者による婚 姻に関する意見書」 と題するページを 印刷した文書	写し	2019年 7月18 日(閲 覧日 2019年 9月11 日)		日弁連が2019年7月2 4日付けで法務大臣、内閣総 理大臣、衆議院議長及び参議 院議長宛てに「同性の当事者 による婚姻に関する意見書」 提出したこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 155	論文「同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法」(法律のひろば69巻3号掲載)	写し	2016年 3月	尾島明	<p>最高裁上席調査官(当時)の尾島明氏により、アメリカ連邦最高裁のObergefell判決(多数意見)が、かつては合憲であった法が時代と共に社会状況が変化し現在では違憲になったという考え方を採っていることに関し、時代の変化とともに合憲であったものが違憲になるというのは、我が国の身分法に関わる違憲判決(国籍法違憲判決、非嫡出子相続差別違憲決定、再婚禁止期間違憲判決)でもみられる考え方であると指摘されていること。</p> <p>Obergefell判決(多数意見)が、「議会の多数派によっては保護されない少数者の権利を保護し、性的指向による差別を是正するには、裁判所が違憲審査権を行使すべきである」との考え方を示していること。</p>
甲A 156	『最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(下)』(抄本)	写し	2018年 6月1日	加本牧子	<p>再婚禁止期間違憲判決の調査官解説の内容。同判決及び調査官解説の内容を踏まえれば、「婚姻をするかどうかや、いつ誰と婚姻するか」という意味における「婚姻の自由」ないし「婚姻をするについての自由」は、憲法24条1項により保障された権利であると解することができ、また、そのような「婚姻の自由」は同性愛者にも等しく保障されるものと解されること。</p>

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 157	論文『『尊重』の意味』（大林啓吾・柴田憲司編『憲法判例のエニグマ』所収）	写し	2018年 4月25 日	御幸聖樹	<p>「尊重」という語について、憲法が特定の権利利益を尊重するという用法で用いられた憲法判例を検討すると、「尊重」の対象となる権利利益には原則として権利性が認められており、例外的に「尊重」という語を用いても権利性を認めない場合には、その旨を明示するのが判例の立場であると整理することができることとされていること。</p> <p>特に、再婚禁止期間違憲判決における「婚姻をするについての自由」については、憲法上当然に保障を受ける権利とそのような権利を補助する権利という対比がなされた博多駅事件やレペタ訴訟の場合とは異なり、「十分尊重に値する」との記述から、その保障の程度が弱まるものとは解されないこと。</p>
甲A 158	論文「Obergefell判決と平等な尊厳」（憲法研究4号掲載）	写し	2019年 5月	巻美矢紀	<p>アメリカ連邦最高裁のObergefell判決の判示からは、同性婚を認めないことには、緩やかな審査基準で要求される「正当」な利益すらないことが示唆されると指摘されていること。</p> <p>同性カップルに婚姻制度への参入を認めないことは、カップルとその家族にスティグマを与え、「二級市民」、「二級家族」の貶めるものであり、権利に対する侵害であるだけでなく、それ自体が構造的差別の一環であり、自尊を害するものであること。</p>
甲A 159	書籍『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』（抄本）	写し	2004年 9月16 日	南野千恵子監修	<p>性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の解説書において、「性」と「性別」の語は互換的に用いられており、「性」は性愛や性的志向などの意味でも用いられていることが指摘されていること。</p> <p>「性」ないし「性別」の語を性的指向を含む意味に解することに文理上の困難はないこと。</p>

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 160	衆議院ウェブサイト「衆法 第198回国会 15 民法の一部を改正する法律案」と題するページを印刷した文書	写し	2019年 9月8日 (閲覧日)	衆議院	2019年(令和元年)6月3日に国会に提出された同性婚を法制化するための具体的な法律案(民法の一部を改正する法律案)について、実質的審議がなされていない状況にあること
甲A 161	書籍『憲法訴訟 [第2版]』(抄本)	写し	2008年 3月10日	戸松秀典	厳格な審査とは、立法の目的及びその目的を達成するための手段並びにそれらの関連性に合理性が認められるか否かについて、立ち入った審査を行うことなく、また、立法目的について違憲の疑いをかけることをしないで、むしろ合憲であるとの前提のもとに、これらの合理性を単純に問う緩やかな審査基準とは異なり、当該立法目的が重要なものであるか、更に、その目的と目的達成の手段との間に実質的関連性があるか否かを問うことを意味するものであること。
甲A 162	書籍『一步前へ出る司法』(抄本)	写し	2017年 1月30日	泉徳治ほか	元最高裁判事の泉徳治氏により、最高裁は、平等原則違反の違憲審査に際し、違憲判断をする場合でも表面的は「合理性の基準」を用いているが、制約される権利の重要性や制約理由の不当性等を考慮して、差別的取扱いの合理性の審査を厳しくすることもあり、婚外子相続分差別違憲決定は、実質的には「厳格な合理性の基準」を採用したものであると評されていること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 163	論文「家族と憲法」 (憲法問題21号 掲載)	写し	2010年 5月3日	齊藤笑美子	同性カップルが婚姻から排除されていることについて、法律婚制度の目的を生殖から形成される核家族の保護ととらえるならば、生殖不可能な高齢異性カップルや共同生活の可能性すらない臨終婚までも含む点で過大包含であり、目的をカップルの共同生活の人格的及び財産的側面の保護と考えるならば、過小包含となることから、憲法14条1項違反となるのではないかとの指摘がなされていること。